

(目的)

第 1 条 この告示は、桑名市消防団に積極的に協力している事業所その他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付することについて必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所、店舗その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(消防団協力事業所表示証の交付申請)

第 3 条 消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、桑名市消防団事業所表示申請書(様式第 1 号)を市長へ提出し、申請を行うものとする。

2 消防団長等は、消防団協力事業所表示証を交付する事業所等を市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請について次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が桑名市消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の桑名市消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を桑名市消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、市長が特に優良と認める事業所等

2 消防関係法令に違反している事業所等は、認定しない。

(審査)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が桑名市消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(消防団協力事業所表示証の交付)

第 6 条 市長は、消防団協力事業所を認定するときは、当該消防団協力事業所等に消防団協力事業所表示証(様式第 2 号)を交付するものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等の所在地が他の市町にあるときは、協議の上、当該所在地の市町長と連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

(消防団協力事業所表示証の表示)

第 7 条 消防団協力事業所は、消防団協力事業所表示証を交付した市町名、交付された年月等を付して、消防団協力事業所表示証を表示することができる。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等の所在地が他の市町にあるときは、協議の上、当該所在地の市町長と連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

3 消防団協力事業所表示証は、次に掲げる場所及び広告に表示することができる。

- (1) 消防団協力事業所表示証を交付された事業所等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる消防団協力事業所表示証の様式は、前条に掲げる様式第 2 号のほか、様式第 2 号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(消防団協力事業所表示証の交付の記録)

第8条 市長は、消防団協力事業所表示証を交付したときは、当該交付した事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(有効期限)

第9条 消防団協力事業所表示証の有効期限は、認定の日から2年までとする。ただし、第10条の規定による認定の取消しがあったときは、当該取消しの日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けたときの表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年間とする。

3 消防団協力事業所表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

4 市長は、認定の日から2年を経過する前に消防団への協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により消防団協力事業所表示証の認定を受けたとき、又はその他消防団協力事業所としての表示が適当でないことを認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、消防団協力事業所表示証を市長へ返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、桑名市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(庶務)

第12条 この告示に関する庶務は、桑名市消防本部総務課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。